

公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会

障がい児者自立支援研修事業実施要綱

1 目 的

在宅の肢体不自由児者が地域において自立した生活が送ることができるよう、機能の維持向上を図るとともに、この取組を通じて地域とふれあう中で、必要な支援について理解を深め、肢体不自由児者の社会参加を促進するための「障がい児者自立支援研修事業」を実施した各地域の肢体不自由児者父母の会（以下「父母の会」という。）及びその他の者に対して、この要綱により事業に要する費用を助成する。

2 助成対象事業

助成対象とする事業は、機能訓練、スポーツ、レジャー及び音楽などの文化活動について、地域住民からの協力を得るなどして行うものとする。

なお、父母の会以外の者が行う事業については、会長が事業内容及び地域における活動の状況等を勘案し、助成する事業を選定する。

3 費用の助成

協会は、別表に定める費用を負担する。

4 実施計画書の提出

父母の会等は、この要領に基づき「障がい児者自立支援研修事業」を実施する場合には、別に定める様式（様式第1号）により、実施計画書を協会に提出するものとする。

5 費用の請求

父母の会等は、障がい児者自立支援研修事業を実施したときは、その都度、別に定める様式（様式第2，3，4，5号）により、協会に請求するものとする。

6 施行期日

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

平成31年4月24日一部改正。

令和2年7月22日一部改正。

令和6年6月30日一部改正。

別 表

障がい児者自立支援研修事業協会負担費用

1. 謝金

- | | | | |
|--------------|---------|---------|----|
| (1) 講 師 | (一人当たり) | 20,000円 | 以内 |
| (2) 演奏等グループ | (1組当たり) | 50,000円 | 以内 |
| (3) 協力者一人当たり | (1日) | 5,000円 | 以内 |
- (交通費込み)

2. 交通費

- | | | | |
|-------------|------|---------|----|
| (1) 講 師 | ただし、 | 20,000円 | 以内 |
| (2) 演奏等グループ | ただし、 | 40,000円 | 以内 |

3. 使用料・借上料（会場、機器、車輛）

実費

4. 消耗品、役務費

実費